

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

令和3年8月25日

区分	氏 名	職 名
公益代表	植木 洋	鳥取短期大学生活学科 助教
	道前 緑	鳥取短期大学生活学科 教授
	中野 聰	特定社会保険労務士
労働者代表	田中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	林 大介	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
	松岡 夏彦	全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長
使用者代表	田中 秀明	(株) 鳥取大丸 取締役・業務管理部長
	寺尾 誠	(株) 米子しんまち天満屋 サポートTM部長
	宮城 定幸	(一社) 鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取地方最低賃金審議会運営規程

昭和34年7月20日

(鳥取地方最低賃金審議会第1回会議にて議決)

(規程の目的)

第1条 この規程は、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

- 第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

- がある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会の会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長が指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条までの改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規定は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条から第8条までの改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

鳥取地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

平成22年7月5日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名をするものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8年3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

2021年 7月 9日

鳥取労働局
局長 石田 聰 殿

UAセレモニーズ鳥取県支部
支部長 林 大介

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、鳥取県各種商品小売業の最低賃金の改定決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 1,282人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

鳥取県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に挙げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能修得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

以上 1,388人

3. 改定を申し出る最低賃金の件名

鳥取県各種商品小売業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の改定決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,282人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 1,282人

= 92.4% > 概ね 1/3 以上

鳥取県における各種商品小売を営む使用者に使用される基幹的労働者数 1,388人

- 労働協約上の賃金の最も低い額 = 800円／時間
- 現在適用されている法定最低賃金額 = 792円／時間

6. 添付資料

- (1) 労働協約の写し
- (2) 申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
- (3) 鳥取県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



2021年 7月 9日

鳥取県における各種商品小売業の事業所数と労働者数の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備考
百貨店、総合スーパー その他の各種商品小売業	7	1, 388	
計	7	1, 388	

(上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳と協定額)

事業所の名称	組合名	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	協定額
[REDACTED]	[REDACTED]	80 名	800 円
[REDACTED]	[REDACTED]	40 名	800 円
[REDACTED]	[REDACTED]	251 名	800 円
[REDACTED]	[REDACTED]	402 名	800 円
[REDACTED]	[REDACTED]	399 名	800 円
[REDACTED]	[REDACTED]	110 名	800 円
合 計		1, 282 名	

(写)

鳥 労 発 基 0721 第 1 号
令 和 3 年 7 月 21 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 国 殿

鳥取労働局長 石田 聰

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

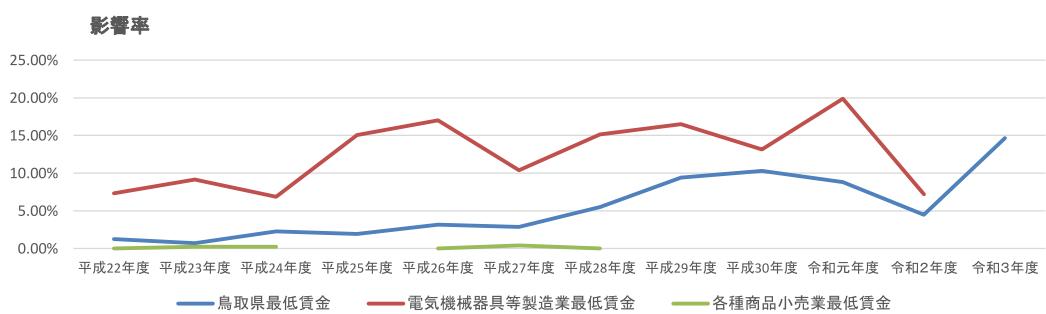
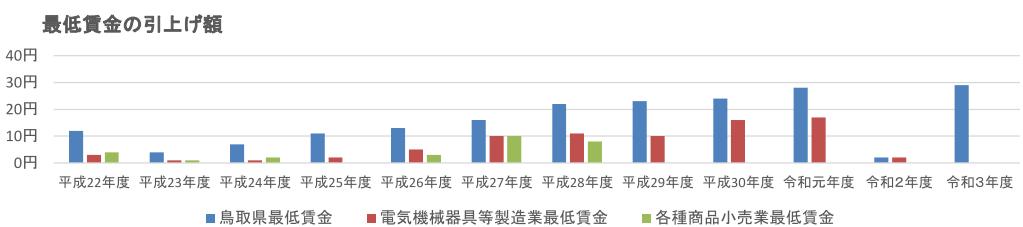
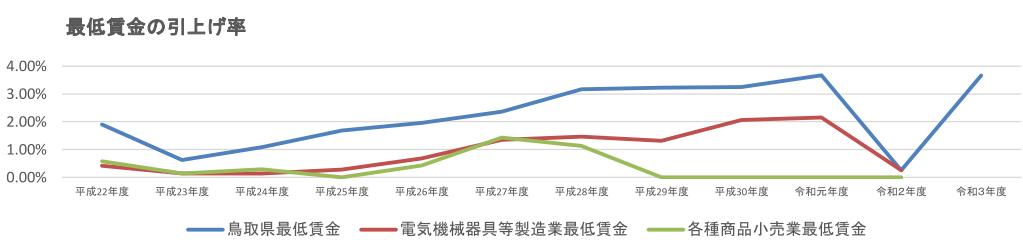
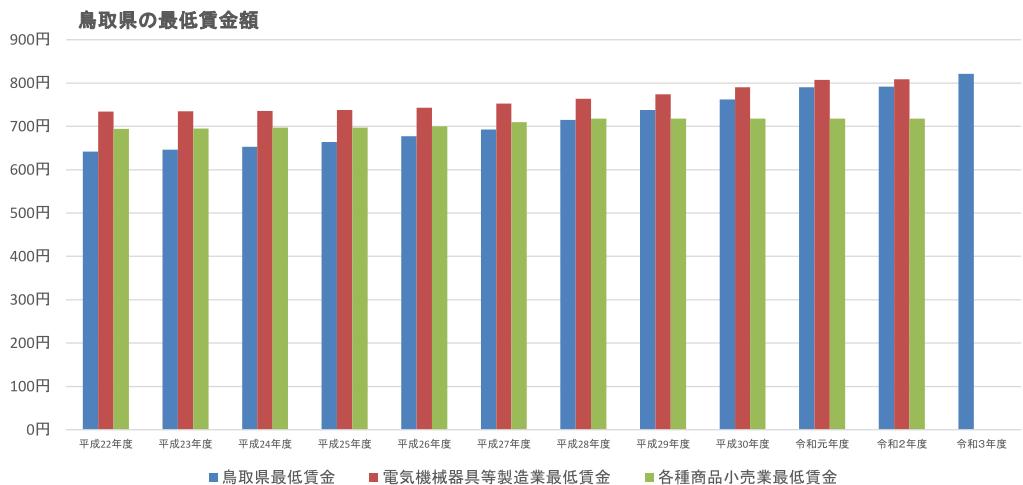
令和3年7月9日付けをもって、申出代表者 UAゼンセン鳥取県支部支部長 林 大介 から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

年 度 別 最 低 賃 金 改 正 一 覧 表

鳥取県最低賃金		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	642円	646円	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	
引上げ額	12円	4円	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	
引上げ率	1.90%	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.65%	
影響率	1.25%	0.70%	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	
発効日	H22.10.31	H23.10.29	H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	

産業別最低賃金		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	734円	735円	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円		
引上げ額	3円	1円	1円	2円	5円	10円	11円	10円	10円	16円	17円	2円	
引上げ率	0.41%	0.14%	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.06%	2.15%	0.25%		
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機器製造業最低賃金	7.33%	9.16%	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%		
県最賃比率	114.33%	113.78%	112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%		
発効日	H23.1.20	H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H29.1.11	H30.1.11	R元.12.28	R2.12.30		

鳥取県各種商品小売業 最低賃金	時間額	694円	695円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	
	引上げ額	4円	1円	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	
	引上げ率	0.58%	0.14%	0.29%		0.43%	1.43%	1.13%					
	影響率	0.00%	0.23%	0.21%		0.00%	0.40%	0.00%					
	県最賃比率	108.10%	107.59%	106.74%		103.40%	102.45%	100.42%					
	発効日	H23.2.11	H24.2.9	H25.2.7		H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17					



鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	821円 (792円)	令和3年10月6日 (令和3年10月5日まで)

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	809円	令和2年12月30日 ＊令和3年10月6日から「鳥取県最低賃金821円」が適用されます。
鳥取県各種商品小売業最低賃金		*令和3年10月6日から「鳥取県最低賃金821円」が適用されます。（それまでの間は、同792円が適用）

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金
- ※ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

●社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！

鳥取労働局雇用環境・均等室（企画担当） TEL 0857-29-1701

●経営面・労働面の相談をワンストップで行います。（相談は無料）

働き方改革サポートオフィス鳥取 TEL 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL 0857-29-1705 鳥取労働基準監督署 TEL 0857-24-3211

米子労働基準監督署 TEL 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 TEL 0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-rooudoukyoku/>

Q1：今の賃金が最低賃金額以上か調べるにはどうするの？

A1：賃金形態で計算方法が違いますので、次の計算方法で行ってください。

- ①支払われる賃金が時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- ②支払われる賃金が日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）（事例1参照）
- ③支払われる賃金が月給の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金の時間額と比較します。（事例2参照）

(事例1) (日によって所定労働時間数が異なる場合)

Aさんは日給6,180円、1日の所定労働時間数は7.5時間です。

この場合は、上記②にある式にあてはめると、

$$6,180\text{円} \div 7.5\text{時間} = 824\text{円} > 821\text{円} \text{ (鳥取県最低賃金)}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

(事例2) (月によって所定労働時間数が異なる場合)

Bさんは月給137,500円、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間数は8時間です。

この場合、次のような計算式を用いて比較します。

$$\text{月給額} \div 1\text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$$

この式にあてはめると、

$$137,500\text{円} \div [(250\text{日} \times 8\text{時間}) \div 12\text{か月}] = 825\text{円} > 821\text{円} \text{ (鳥取県最低賃金)}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

Q2：うちの会社には手当がいくつかあるのですが、最低賃金の計算に入れるものは何？

A2：最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

(事例3参照)

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(事例3)

Cさんは、月給で、基本給が105,500円、職務手当が月28,000円、通勤手当が月7,500円支給されています。また、この他に時間外手当、休日手当などが支給されます。

ある月のCさんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が32,500円支給され、合計が173,500円となりました。

この賃金が最低賃金を上回っているかどうかは、次のように調べます。

(Cさんの会社は、年間所定労働日数260日、所定労働時間数は1日7.5時間です。)

- ① 支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。

除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんから、

$$173,500\text{円} - (7,500\text{円} + 32,500\text{円}) = 133,500\text{円}$$

- ② この金額を、事例2の方法で時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

$$133,500\text{円} \div [(260\text{日} \times 7.5\text{時間}) \div 12\text{か月}]$$

$$= 821\text{円} \text{ (円未満切捨)} \geq 821\text{円} \text{ (鳥取県最低賃金)}$$

となりますので、最低賃金額を満たしていることになります。